



熊本県公報

第 1 2 6 1 3 号
平成 29 年 4 月 18 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 1
- 土地改良区清算人の退任…………… (") 1
- 公共測量の終了…………… (監理課) 1
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 2
- 登 載 依 頼
- 労働関係調整法第 1 0 条の規定に基づくあっせん員候補者…………… (労働委員会) 3

公 告

熊本県公告第 2 2 0 号

八代市に事務所を置く八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	千代永 義光	八代市水島町 2 2 0 1 番地 1 6
理事	清田 漸	八代市植柳下町 3 1 1 3 番地 3
理事	内藤 敏	八代市催合町 9 2 番地 1
就任		
理事	桑原 信弘	八代市日奈久塩北町 4 4 5 0 番地
理事	平松 久雄	八代市植柳下町 1 0 1 7 番地
理事	湯野 和也	八代市豊原下町 3 6 0 8 番地

熊本県公告第 2 2 1 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 6 8 条第 4 項において準用する同法第 1 8 条第 1 6 項の規定により平成 2 8 年 3 月 2 9 日付けで解散を認可した水俣土地改良区の清算人が次のとおり退任した旨の届出があったので、同法第 6 8 条第 4 項において準用する同法第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
福山 幹雄	水俣市越小場 7 5 5 番地
古里 真澄	水俣市古里 1 1 0 4 番地

熊本県公告第 2 2 2 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 2 項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1 級水準測量）	平成 2 8 年 1 2 月 9 日から 平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	荒尾市 全域

熊本県公告第 2 2 3 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 4 月 1 8 日から同年 5 月 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
竹崎 裕貴	熊本市南区江越	熊本市西区中島町字下割 1 6 2 2 番 1 ほか 1 2 筆
梅田 幸男	熊本市西区谷尾崎町	熊本市西区池上町字餅嶋 1 0 4 9 番 1
杉本 幸介	熊本市西区河内町東門寺	熊本市西区河内町東門寺字亀ヶ原 8 7 4 番 1 ほか 6 筆
杉本 武	玉名市寺田	熊本市西区河内町東門寺字墓崎 6 9 5 番
森田 昇	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸笛田町字年神 1 3 1 6 番ほか 4 筆
渡辺 義治	熊本市南区御幸笛田	熊本市南区御幸笛田町字葎ノ本 1 2 4 1 番・1 2 4 2 番合併 2
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字野口 5 7 2 番ほか 1 5 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字五郎丸 3 9 9 番ほか 4 6 筆

2 申請年月日

平成 2 9 年 4 月 5 日

熊本県公告第 2 2 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス人吉インター店
人吉市鬼木町字北田 1 0 1 4 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 3 2 9 平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 5 1 台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 1 6 台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 6 5 平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 1 3 立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後 1 0 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2 箇所 建物敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
2 4 時間
- 7 届出年月日
平成 2 9 年 3 月 2 8 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
平成 2 9 年 4 月 1 8 日から平成 2 9 年 8 月 1 8 日まで

登載依頼

熊本県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 1 0 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成 2 9 年 4 月 1 8 日

熊本県労働委員会会長 原村 憲司

氏名	現職
原 村 憲 司	熊本県労働委員会会長 弁護士
原 田 信 輔	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
高 島 剛 一	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
川 口 恵 子	熊本県労働委員会公益委員 尚綱大学短期大学部教授
中 内 哲	熊本県労働委員会公益委員 熊本大学法学部教授
梶 田 秀 治	熊本県労働委員会労働者委員 U A ゼンセン熊本県支部支部長
友 田 孝 行	熊本県労働委員会労働者委員 電機連合熊本地方協議会議長
山 本 寛	熊本県労働委員会労働者委員 情報労連熊本県協議会議長
佐々木 義 博	熊本県労働委員会労働者委員 連合熊本事務局長
森 田 ひろみ	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部特別執行委員
釜 場 佳 江	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社野田市電子人材ソリューション事業部顧問
廣 川 俊 一	熊本県労働委員会使用者委員 肥銀ビジネス開発株式会社相談役
池 田 倫 子	熊本県労働委員会使用者委員 特定医療法人佐藤会弓削病院常務理事
加 島 裕 士	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
吉 田 順 一	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社 S Y S K E N 取締役総務部長
一 喜美男	熊本県労働委員会事務局長
真 田 由紀子	熊本県労働委員会事務局審査調整課長
石 元 光 弘	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長